

申請に必要な書類

※印は、保証協会の保証を付ける場合に必要となります。
 ◎保証人が市外居住の場合は、保証人の「所得証明書」及び「資産証明書」が必要となります。
 ◎申請書類については、その他の必要書類を請求する場合があります。

中小企業関係係	添付書類		融資申請書	信用保証委託申込書等	市税等の調査閲覧同意書	市税等照合票(制度融資申請用)	県税の納税証明書	(決算後6月経過の場合は最近の残高試算表)確定申告書(写)・決算書(附属明細書含む)	☆法人の場合 商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	☆市外在住の個人事業者の場合 営業証明書	☆設備の場合 見積書・カタログ・建築確認申請書・図面等	許認可証等(写)	市・県民税課税証明書(2年(期)分)	資産証明書	資金繰り表	☆粗利益の減少の場合 売上・粗利益要件確認票	提出部数(一部は原本、他はコピー可)	
	制度資金名																	
業	小口資金			○	○	○	○	○	○	○	○	○					2部	
	特別小口資金			○	○	○	○	○	○	○	○	○					2部	
	緊急特別支援資金			○	○	○	○	○	○	○	○	○					2部	
	係	近代化資金		○	○	○	○	○	○	○	○	○			○		2部	
		高度化資金		○	※	○	○	○	○	○	○	○			○		1部	
	経営安定資金			○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	2部
季節資金			○	※		○											1部	
勤労者関係	勤労者住宅資金		新築・増築・改築・リフォームの場合						新築又は中古住宅・宅地の購入の場合									
	リフォーム資金		①融資申請書 ②源泉徴収票 ③市税等の調査閲覧同意書 ④市税等照合票(制度融資申請用) ⑤位置図、平面図、立面図 ⑥見積書 ⑦土地登記簿謄本及び地主の承諾書 ⑧建築確認申請書の写し ⑨工事請負契約書の写し						①融資申請書 ②源泉徴収票 ③市税等の調査閲覧同意書 ④市税等照合票(制度融資申請用) ⑤位置図、平面図、立面図 ⑥見積書(売買価格のわかる書類) ⑦所有権移転登記前の土地、建物の登記簿謄本 ⑧土地、建物を含めた売買契約書の写し ⑨所有権移転登記後の土地、建物の登記簿謄本の写し(承認後)									
	勤労者生活資金		①源泉徴収票 ②住民票(世帯全員) ③市税等照合票(制度融資申請用)			医療費 入院、治療などを証明する書類(例)・診断書の写し・医療機関の請求書及び領収書			交通事故処理費 交通事故処理に関する書類(例)事故証明・示談に関する書類・補修見積書又は請求書・領収書		災害復旧費 災害に関する書類(例)・被災証明書・見積書及び領収書		住宅小修理費 見積書、設計図面(仕様書)工事完了証明書及び領収書		耐久消費財購入費 見積書、請求書、注文書及び領収書 車輛の場合は、車検証の写し		育児休業又は介護休業に伴う生活費 事業所の証明書	
	(資金用途によって必要な書類が異なります。詳しくは中央労働金庫太田支店：(0276)46-5171へお問い合わせください。)		冠婚葬祭費		婚姻を証明する書類(例)・招待状・式場の見積書・戸籍謄本・勤務先の所属長の証明書		葬祭を証明する書類(例)・死亡診断書の写し・葬祭に要した請求書及び領収書		教育費 入学などを証明する書類(例)・合格通知書・入学証明書・在学証明書・請求書及び領収書									

平成24年度

太田市融資制度のご案内

(平成24年4月1日現在)

◆中小企業者の範囲

中小企業信用保険法に該当し、資本金又は従業員数のいずれかが次の区分に該当する方です。

区分	資本金	従業員数	うち 小規模企業者
製造業等	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※特例 以下の4業種については、資本金又は従業員数のいずれかが次の区分に該当すれば中小企業者となります。

	業種	資本金	従業員数
1	ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)	3億円以下	900人以下
2	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4	旅館業	5,000万円以下	200人以下

太田市 産業環境部 商業観光課 金融係

〒373-8718 太田市浜町2番35号

TEL:0276-47-1833(ダイヤルイン)

FAX:0276-47-1881

http://www.city.ota.gunma.jp

太田市融資制度一覧

※ 融資利率は金利情勢等により年度内において変更となる場合があります。

種別	資金名	ご利用いただける方	こんなときに利用できます	ご融資金額	ご融資期間	ご融資利率	担保・保証人	その他	申込期間・取扱金融機関	
中小企業関係	小口資金	市内に店舗、工場、又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者及び中小企業団体。	①仕入や諸経費支払いなどの運転資金として	1,250万円以内	運転資金 6年以内 (うち据置き6か月以内)	年2.1%以内	保証人 原則法人代表者のみです。	・必ず保証協会の保証を付けていただきます。 ・ <u>県と市で保証料の80%(保証料率の0.8%を上限)を負担します。</u>	年間随時	
	特別小口資金	小規模企業者であって、1年以上継続して市内に事業所等を有し、1年以上継続して同一事業を営んでおり、市民税又は県民税の所得割(法人税割)がある方であつ完納者。	②工場や店舗の増改築、機械装置・車両購入等の設備資金として(乗用車は融資対象となりません)	(一括償還の場合は500万円以内)	設備資金 8年以内 (うち据置き6か月以内)	セーフティネット保証付は0.1%下がります。	担保・保証人は不要です。	・必ず保証協会の特別小口保証を付けていただきます。 ・特別小口資金を利用中は他の保証付制度融資は利用できません。	市内の銀行・信用金庫・信用組合 商工組合中央金庫	
	緊急特別支援資金	小口資金を1,000万円以上利用している中小企業者及び中小企業団体	仕入や諸経費支払いなどの運転資金として	1,000万円以内	6年以内 (うち据置き6か月以内)	年2.1%以内	セーフティネット保証付は0.1%下がります。	小口資金と同じです。	・必ず保証協会の保証を付けていただきます。 ・ <u>市が保証料の80%(保証料率の0.8%を上限)を負担します。</u>	年間随時
	設備資金	近代化資金	・市内で1年以上継続して同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者及び中小企業団体が、市内に施設・設備等を設置する場合。 ・1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び中小企業団体が、他市町村から工業団地等に進出する場合。 (※1)	①工場、店舗、倉庫、研究・開発施設等に要する資金として ②機械装置、販売設備及び駐車場施設に要する資金として ③新鋭機械設備に要する資金として ④公害防止の施設、機械器具及び装置に要する資金として ⑤①に付随する福利厚生施設及び設備に要する資金として	3,000万円以内	10年以内 (うち据置き1年以内)	年2.2%以内	担保 金融機関の定めるところによります。 保証人 原則法人代表者のみです。	・必ず保証協会の保証を付けていただきます。 ・ <u>市が保証料を全額負担します。</u> ・高度化資金との併用利用も可能です。	年間随時
		高度化資金			5,000万円以内	10年以内 (うち据置き1年以内)	年2.0%以内 保証協会付は0.2%下がります。	金融機関の定めるところによります。	・近代化資金との併用利用も可能です。	<u>※1の進出企業等にあつては、進出元金融機関も可能です。</u>
係	経営安定資金 (他の融資制度との併用利用及び重複利用について制限があります。)	市内に店舗、工場、又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営み、市税等を完納しており、緊急特別支援資金を800万円以上利用している中小企業者	経済変動や金融危機による経営不安を防止するための資金	1,000万円以内	運転資金 6年以内 (うち据置き1年以内)	年1.8%以内	担保 金融機関の定めるところによります。 保証人 原則法人代表者のみです。	・セーフティネット保証5号の認定を受け、保証協会の経営安定関連保証を付けていただきます。 ・ <u>市が保証料を全額負担します。</u>	年間随時	
	経営安定緊急対策資金									
	季節資金	市内に店舗、工場、又は事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営み、市税等を完納している中小企業者及び中小企業団体。	季節商品の仕入、従業員のボーナス資金、外注費支払などの運転資金として	夏季1,000万円以内 年末1,000万円以内	夏季・年末とも6か月以内	年1.5%以内	金融機関の定めるところによります。	・分割又は一括償還	夏季分 5月1日～8月末日まで 年末分 11月1日～翌年2月末日まで 市内の銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫	
勤労者関係	勤労者住宅資金	・市内に自ら居住するための住宅を建築、購入又はリフォームを予定している勤労者。 ・同居する世帯員がいる方。 ・市税等を完納している方。	①住宅の新築、増築、改築資金として ②新築又は中古住宅・宅地の購入資金として	一戸あたり 1,500万円以内	20年以内 (新築の場合うち据置き6か月以内)	年2.7%以内	金融機関の定めるところによります。	・保証料は金融機関の定めるところによります。 ・元利均等毎月返済又は元利均等毎月・ボーナス併用返済	年間随時	
	リフォーム資金		リフォーム資金として	一戸あたり 500万円以内	11年以内	年2.5%以内				
	勤労者生活資金	・同一事業所に1年以上継続して勤務し、かつ1年以上継続して市内に居住している勤労者。 ・市税等を完納している方。	①医療費 ②冠婚葬祭費 ③教育費 ④交通事故処理費 ⑤災害復旧費 ⑥住宅小修理工費 ⑦耐久消費財購入費 ⑧育児休業又は介護休業に伴う生活費	一世帯あたり 250万円以内	6年以内 (⑧の場合うち据置き1年以内) ③教育費の場合10年以内 (うち据置5年以内)	年2.1%以内	金融機関の定めるところによります。	・ <u>別途保証料0.5～1.0%が必要となります。</u> ・ <u>未組織労働者には保証料の2分の1を補助します。</u> ・元利均等毎月返済又は元利均等毎月・ボーナス併用返済	年間随時	

◎設備資金についての留意点(小口設備資金を含む)

・設備資金の申請にあたっては、計画の段階から相談のうえ申請してください。また、設備は資産計上できるものを対象とし、事前着工は認めません。

・設備は、市内に設置又は購入するものに限りです。

・設備投資にあたっては、総投資額の10%以上は自己資金でおねがいします。また、融資期間は法定耐用年数の範囲内です。